

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条 { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの
 認定低炭素住宅
 (e) 新築されたもの
 (f) 建築後使用されたことのないもの }

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築
 (ニ) 取得 } }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

(注1) { } の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。